

令和4年度 事業計画

1 はじめに

令和3年4月改正の高年齢者雇用安定法により、65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業確保措置をとることが努力義務として追加されたことにより、高齢者の活躍の場が広がるとともに、生涯現役社会が叫ばれるようになりました。

企業においても定年退職後も引き続き同企業で就労できる体制が整ってきていることもあり、当センターにおける60歳代前半の会員数は会員全体の6%弱にとどまっています。企業において就業機会が増えることは、まさに高齢者の活躍の場が広がることに繋がりますが、センター側からみれば、新規会員の入会が今まで以上に困難になるとも考えられます。

当センターでは、令和3年度143名の会員でスタートしましたが、会員一人ひとりの勧誘等により、158名まで会員を増やすことができました。しかしながら年度末退会者が12名あり、現在の会員数は146名となっております。

このような現状ではありますが、当センターに求められる地域ニーズは多種多様であり、その一つ一つに丁寧に応えていく必要があります。そのためにも、やはり新規会員の確保は急務です。とりわけ、近年需要が大きく伸びている生活援助サービス事業や、主力業務である剪定、草刈・除草に対応できる会員の確保を目指します。

また、会員の高年齢化、事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取り組みを強化するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止についても適切な対応を図ります。

そして、センターとして継続的に安定的な事業運営に取り組んでいけるよう、町に対し引き続き補助金の支援要望をお願いし、町や鳥取県シルバー人材センター連合会とも連携・協働しながら、「地域の支え手」となるセンターを目指します。

この実現に向け、「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、安全・適正就業を最優先に取り組み、事故の無い就業を目指すとともに、新型コロナウイルス感染防止に努め、会員の健康維持はもとより、無理のない働き方を実践していきます。

このため、基本方針を次のとおりとし事業を進めます。

2 基本方針

- (1) 安全・適正就業の推進
- (2) 就業に必要な知識、技能習得のための講習の実施
- (3) 就業機会開拓及び多様な働き方の推進
- (4) 運営体制・財政基盤の充実
- (5) 会員の拡充
- (6) 情報提供及び普及啓発活動の推進
- (7) 地域社会貢献の取り組み

2 事業実施計画

(1) 安全・適正就業の推進

前年度は当センターにおいて、賠償事故1件、傷害事故1件が発生しました。「安全はすべてに優先する」、「安全無くして就業なし」の意識を会員が強くもち、些細な事でも見過ごすことなく、安全確認しながら作業を進めることが重要です。今年度は無事故を目指して、以下の対策に努めます。

ア 安全・適正就業委員会を中心に安全就業パトロールの実施、安全就業研修会の開催、さらには県シ連が主催する安全・就業研修会に参加し安全就業意識の向上に努めます。

イ 職群班の班長は安全・適正就業を念頭に置き、就業時の服装、道具、作業の仕方、水分補給、休憩等に気を配りながら安全就業に努めます。

ウ 新規受注の場合は、可能な限り発注者、事務局、班長の3者で現地確認等を十分に行い、注意点等を両者で共有するとともに、危険を伴う業務については受注しないこととします。

また、派遣労働に該当するものであれば、就業内容、労働条件を協議し、派遣先職員との不合理な待遇差がないようにします。

エ 就業場所との往復に係る交通事故防止策として、交通ルールを遵守するとともに、時間に余裕をもった行動を心がけるよう促します。

オ 体調不良や病気等により、就業継続が困難となった場合は、健康第一を考えて無理のない働き方に改め、事故の未然防止に努めます。

(2) 就業に必要な知識、技能習得のための講習への参加と実施

主として新規会員を対象とした講習会を実施するとともに、鳥取県シルバー人材センター連合会主催の技能講習会に積極的に参加し、知識、技能習得に力を入れます。

ア 鳥取県シルバー人材センター連合会が主催される技能講習会に積極的に参加するとともに、ベテラン会員から若手会員への技能講習会を実施し、知識や技能習得に力を入れます。

(3) 就業機会開拓及び多様な働き方の推進

就業機会を確保するためには、新規就業の開拓や創出が求められます。「共働・共助」の理念のもとに、会員自らも就業機会の拡大に努めるとともに、高齢者にふさわしい臨時的・短期的な就業、また軽易な業務内容に留意しながら、就業機会の確保を図ります。

ア 役職員・地域班長・職群班長等を主力とした推進体制により、センターのPRと受注掘り起こしに努めます。

イ 就業機会開拓推進員を配置し、受注の拡大及びシルバー派遣事業、さらに有料職業紹介事業等の取り組みを展開しながら、適正就業に向けた就業機会の拡大を図ります。

(4) 運営体制・財政基盤の充実

公益社団法人として、公益性を重視したシルバー事業の展開を図ります。

ア 地域社会や発注者のニーズ把握に努め、会員の声を反映したセンターづくりのため、理事会・専門部会等の活動の活性化を図り、時代の変化に対応した柔軟で効率的な事業運営に努めます。

イ 町に対して、センターへの補助金の必要性を理解してもらうとともに、常に費用対効果の検証を行いながら自主財源の一層の確保を図るなど、健全な財政運営に努めます。

(5) 会員の拡充

会員の拡充のため会員募集説明会の定期的な開催を行うとともに、今年度から各地域で出前説明会の開催を予定し会員の拡充をめざします。

また、会員の健康づくりやコミュニティーの醸成を図るため、互助会活動を実施します。

ア 役職員、推進員に限らず、会員一人ひとりが新規会員の掘り起こしに努めます。特に受注の多い剪定や草刈、除草等に従事できる会員の獲得を目指します。

イ 生活援助サービス事業のニーズの高まりを受け、高齢者の生活支援に対

応できる会員の獲得に努め、高齢者の生活の下支えに取り組みます。今後受注が増えると思われる福祉分野、子育て分野等に重点をおきながら、特に女性会員の勧誘に力を入れます。

ウ 各地区の公民館等を利用し、出前説明会の開催を行うことで、会員の拡充はもとより、センターの知名度の向上を目指します。

エ 互助会活動として、会員の親睦グラウンドゴルフ大会、三町（湯梨浜町・北栄町・琴浦町）のグラウンドゴルフ大会等を開催して健康維持に心がけ他町のシルバー会員との交流機会をもちます。

（６）情報提供及び普及啓発活動の推進

シルバー事業について、地域社会に広く理解を得て利用を促すためにも普及啓発活動を展開します。

ア 広報紙及び会員・仕事募集チラシの全戸配布、さらに町のイベント等の機会を捉えてパンフレット等を配布し、仕事・会員募集に努めます。

イ シルバーのホームページを活用して情報提供、情報開示を行います。

ウ 新日本海新聞社をはじめとする報道機関へ情報提供を行い、会員活動のPRを行います。

エ 就業機会開拓推進員を中心に企業等を訪問し、請負・委任作業等の周知活動を展開します。

オ しごとプラザ琴浦と連携し、館内に会員・仕事募集チラシを配架してもらうとともに、臨時的・短期的な仕事を希望されておられる方へのセンター誘導を通し、会員募集に努めます。

（７）地域社会貢献の取り組み

地域社会の理解と協力を得るとともに、ボランティア活動をとおして地域社会に貢献します。

ア 公共施設での清掃・除草等のボランティア活動を実施します。

イ 小・中学校区の通学路において、会員による交通安全の見守りを実施します。